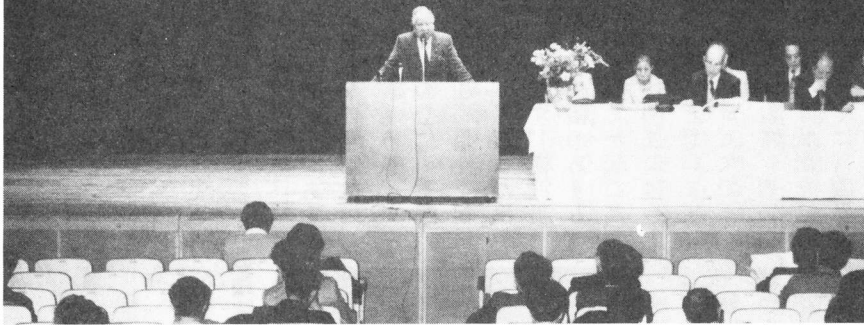


# 横浜事件再審裁判を支援する会発足集会

1986年11月6日 労音会館ホール



# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## No. 1

1986. 12. 15

〔事務局〕

〒 101

東京都千代田区

神田神保町

2-20-11

東京ルリユール内

☎03-234-8538

## 『横浜事件再審裁判を支援する会』発足の呼びかけ

横浜事件は、ご存じのように、戦時下一九四二年（昭和一七年八月）、故細川嘉六氏が雑誌『改造』に発表した時局批判の一文を端を発し、多数の編集者・研究者が検挙され、残さずわまる拷問によって、何ら存在しなかつた「共産党再建運動」事件をでっち上げられた有名な言論弾圧事件です。

この度、この事件にまきこまれた被害者のうち、次の方々が、森川金寿・関原勇・芦田浩志・大川隆司各弁護士を代理人として、横浜地裁に再審の申し立てをされました。

青山鉞治氏（元改造社）

小野康人氏（元改造社・故人、申立人は貞夫人）

川田寿氏（元世界経済調査会・故人）

川田定子氏（主婦・川田寿氏夫人）

木村亨氏（元中央公論社）

小林英三郎氏（元改造社）

畑中繁雄氏（元中央公論社）

平館利雄氏（元満鉄調査部）

和田喜太郎氏（元中央公論社・故人、申立人は妹の賀すみ氏）

これら九人の方々によってなされた再審請求の意義は、何よりもまず侵害された人権の回復にあります。非道な法を取り調べによってなされた有罪判決は、事件後何年を経過しようが、取り消されねばなりません。拷問による取り調べの結果、獄死者四名、保釈直後の衰弱死者一名、失神者二名、負傷者三名という悲惨な犠牲者を出し、この事件によって伝統ある出版社、中央公論社、改造社は解散を余儀なくされたのです。治安維持法」体制による戦中最大の思想・言論弾圧事件といわざるをえ

ません。

申立人の一人、小野貞夫人は次のように語っています。「夫が亡くなってから、ずいぶん肩身の狭い思いで二人の子を育ててきました。とくに娘のことが気がかりで、こんども、まらちがつたことを正すのは大事なことだから、私のことは心配しないで」と娘がいつてくれましたので、やっと決心がつかしました。」

さらに、この横浜事件再審の実現は、あらためて「治安維持法」とその体制を裁くという意義を持っています。日本の平和と民主主義を願う私たちにとって、国民の自由と権利をうばい、日本を戦争にひきずりこんだ「治安維持法」とその体制は、絶対に復活させてはならないものです。「国家秘密法」の登場が憂えられる今日の状況下で、この再審請求の持つ意義は、ことさらに重要なものがあります。

しかし、事態は樂觀を許しません。敗戦前後の裁判であつたため、再審に必要な判決文すら、ごく一部を除いては存在しないあります。こうした困難を解決し、再審を実現し、公正な判決をかちとるためには、幅広く、かつ長期にわたる支援活動が必要とされるでしょう。

ここに、私たちは「横浜事件再審裁判を支援する会」（仮称）を結成し、九人の方々の申し立てを支持し、連帯して、これらの方々が無罪をかちとるまで支援してきたいと存じます。各界各層の皆さまのご賛同を心から期待いたします。

呼びかけ人一同

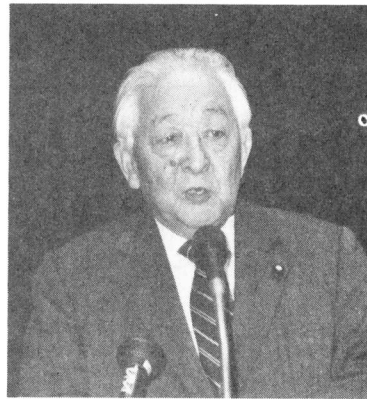
（呼びかけ人は八ページ）

- 十一月六日午後六時より東京・労音会館で発足集会が行われ、約二〇〇名が参加。会の活動を開始しました。
  - 「呼びかけ人」からのあいさつ……………2
  - 講演「横浜事件再審裁判の経過と意義」  
森川金寿弁護士団長……………4
  - 「申し立て人」からのあいさつ……………6
  - 会則ほか……………8
- （この報告の文責は、事務局にあります。敬称略）

# 「呼びかけ人」からのあいさつ

横浜事件のようなことが、再び起こらないように

参議院議員 宇都宮 徳馬



あり、日本の言論が本来の機能を果たさなくなってきました。国民の百分の一も賛成しないことがデカデカと報道されたり、本当に知りたいと思うことをあまり報道しないなど、危険な傾向があります。

私は、議員籍を、何よりも戦争を防ぐこと、またそれを妨害する人間をやっつけるのに使いたいと思っっている人間です。横浜事件のようなバカげたことが、私が生きている間にもう一度起こらないように、皆さん

といっしょに努力したいと思っております。

最近、中国で鄧小平（八二歳）に会い、日本には「四〇、五〇はハナタレ小僧。男盛りは八〇歳」という言葉があるといったら喜んでいました。最近の若い者より、むしろ四〇、五〇代が本当にハナタレ小僧になっているんじゃないかと心配です。どうぞ四〇、五〇、しっかりとしてください。よろしくお願いします。

## 「中央公論」、「改造」を壊滅させるための事件

参議院議員 中村 哲



呼びかけ人を代表する資格があるかどうかわかりませんが、年だけはおくっております。私は、もう八〇歳になりました。私がこの会に一番関心をもつのは、どうもこの事件を起こした当時の雰囲気、最近また出てきていると思うからです。横浜事件を白日の下に出し、政治のあり方によっては、こういうことが起こりうるのだということを、国民にはつきり知らせる必要があると思います。

ようがないという感じですが。私は、レーガンがヘボ役者だから嫌いなわけじゃないが、軍需産業と結びついて政治を戦争に引きずっていくことに反対です。かつて日本でも、国民の多数がわかっていなのに、戦争への道に引きずられていきました。その中で、骨っぼいのが捕まっ

てひどい目にあつたという事件でした。昨日、アメリカの選挙の結果をテレビで見まして、アメリカの国民の中にしっかりと良識があることを感じました。ところが、これを意外とする放送者がたくさんいました。よその国のことなのに、悔しくてし

た。横浜事件は、とくに言論弾圧の問題に関係しています。いまま抑圧が

この集まりは、森川さんの努力や、多くの方々の協力があつてここまでもってきたものです。私は事件そのものに関係はありませんが、横浜事件は当時の言論機関の花形だった、「中央公論」、「改造」を壊滅させるために起こされたものだと思います。

そのころ私は、台北帝大の憲法の教授で、近衛文麿のブレンである昭和研究会の秘密会で委嘱を受け、

統帥権の問題を研究していました。政府が軍に発言しないと、戦争を終わらすことができないという考えがあり、尾崎秀実氏などもこの研究には大きな関心をもっていったということです。

その中心にいたのが、近衛新体制の下で司法大臣などを歴任した風見章氏です。風見氏は、川田寿氏の弁護をし、戦後は社会党に入るなど、在野的な人でした。また、『改造』の若手記者だった小野康人氏は、私の台北の宿まで毎月、電報で原稿を依頼してきたものです。東京でもお会いしたことがあります。

こうしたつながりから、近衛―風見の周辺など、戦争反対勢力への弾圧の中でこの検挙も起こったことを、その後知るようになりました。

当時を知る人はほとんどなくなりましたが、左翼運動としてやっていたわけではなく、広い意味での戦争反対、戦争終結という気持だったのです。細川嘉六氏にしても、政治活動をしていたのではなく、気骨ある野人という感じの人でした。

近衛新体制の中にも左派的傾向があったし、検挙された人もいます。一連の事件は、戦争反対の言論活動の最後のものでした。戦争末期の、



ヒューマニズムの自然な空気を弾圧したものと見えるでしょう。親しかった三木清も捕まり、それ以来私も総合雑誌に書いていません。

いまでは批判されるかもしれませんが、当時、下からの民主主義や抵抗が不可能な時代には、上からの民主主義という方法しかなかったのです。

戦争に反対するのは、左翼的な立場に限りません。横浜事件でも、左翼的な人はあまりいなかったのではないのでしょうか。

国家秘密法ができると、戦争反対という自然な主張が、全部言論統制に引っかかります。秘密法のそういう性質が問題なのだと思います。

## 「発足集会へよせられた呼びかけ人」からのメッセージ

### ▼家永三郎氏

戦争中の同胞に対する権力犯罪を弾劾する訴訟として、実行されることのほとんどなかった日本人自らによる戦犯裁判の一つとして意義づけられると思います。単なる権力への怨念としてでなく、そのようなところに重点がかけられることを期待いたします。

### ▼嬉野満洲雄氏

細川嘉六先生の『改造』一九四二年八・九号論文を、私は欧州で読み、あの暗黒時代によくもあれだけ国の将来を憂える発言をされたと感じました。終戦ひと月前にやと帰国、同年末から関西で雑誌編集に携わり二、三年末から横濱事件のあらましを聞きました。私の雑誌は占領軍検閲で立ちゆかなくなり、約四年余りで廃刊。上京して先輩の紹介で、古武士のような細川老にお会いしましたが、初対面の私に、東京でまだ困難だった住居や、職場（世界経済研究所）まで、お口添え下さった御厚意を忘れることはありません。

青山憲三氏の手記『横浜事件』お恵贈、深謝、精読中です。今日、事件の再審を支持することは、もちろん過去の過ちを正すだけではありません。戦前の大悪法、治安維持法をなくし、に再現しようと企て、言論の自由を奪

い、平和憲法に反する、国家または防衛と名だけかえた、いま問題の『機密法』を阻止する大事な運動とも結びつくものだと考え、誠に微力ながら協力いたします。

### ▼塩田庄兵衛氏

歴史的にきわめて重要な事件として、かねてから強い関心を持ち、多少調べた経験もあります。血が逆流する思いがします。多勢の皆さんと力を合わせて徹底的にやりたいと望みます。

### ▼堀田善衛氏

私は和喜太郎氏の友人でしたので、その完全な名誉回復を希望しています。

### ▼松本幸輝久氏

治安維持に名をかりた、不当、不法な横浜事件を今という時点で、異なった権力の下で、もう一度新しい光を浴びせて、正しい勝利をかちとってほしいものです。その意味で同志結束してたたかって下さい。

### ▼山住正己氏

事件について知る人が少ないのは、中・高校の日本史教育・教科書の弱さでもありません。この事件を若者に伝え知らせる機会をふやす必要があると考えます。そのためにも、この会を発展させなければならぬと思っております。

# 講演 横浜事件再審裁判の経過と意義

弁護団団長 森川 金寿

ただいま四名の弁護団（森川金寿、関原勇、芦田浩志、大川隆司）のご紹介をいただきましたが、この弁護団は、今後相当大きくなる可能性があります。

今日は、今後の再審について、どうしたら勝てるかという点から、皆さんとともに検討したいと思います。今度の再審は、いわば判決がないという、前代未聞のケースであり、しかも治安維持法下での無罪を勝ちとらねばなりません。

昭和二二年、私は恩師である海野普吉先生の下に、自由人権協会の事



務局長となりました。海野先生は、横浜事件の被告三五名の内、二七名の弁護を担当された方です。この年の犠牲者三三名が共同告訴し、その内の益田直彦氏の傷痕が証拠となって、特高警官の指導者であった松下英太郎ら三名が、有罪となりました（昭和二七年四月、最高裁確定）。

「四一年もたつて、なぜ、いまごろ」というのは、請求の努力をしてきたが、判決文が一人しかなくどうしてできなかった、ということのようです。しかも木村氏によれば、松下ら三名は実刑判決を受けながら、講和恩赦で実は一日も服役していなかった。そのことがわかったのは大分後のことだったので。

去年の暮れ、相談を受けて、私もいろいろ考えました。一つのヒントは「大逆事件」再審請求や、加藤信一翁事件、吉田一松「巖窟翁」事件などでした。大正初期の吉田翁や加藤翁の有罪判決でさえ再審で無罪になったのだから、昭和一九、二〇年

ごろでできないはずはない。また、判決がないのは、何も九名の責任ではない、判決は国が保存すべきものである、との意見にも力を得ました。昨年から国家機密法の問題が出てきて、その点からいっても、事件の風化を防ぐためには放置すべきでない、いまの時代にやるしかない」と決意した次第です。

小野康人氏の他に判決がない、という不利な点については、その後、なくなつた和田喜太郎氏のもの、横浜刑務所から出され、また、畑中・木村氏には、判決の代用となる予審終結決定があり、一番わからなかつた川田寿・定子夫妻も、昭和一八年九月の「思想月報」に、やっと控訴事実を見つけました。これで、申し立て人九名については、どういうことで判決が出たかは、だいたい構成でき、八〇〜九〇%、困難は克服できたと思っております。

一方、有利な点としては、先にふれた特高指導者三名の確定判決があ

ります。再審の規定には、原判決において検事、裁判官らの不正が確定した場合には再審できると明確にあります（第七号）。また、第六号条文によれば、新たに証拠が出た場合、再審請求できるとなっています。この六号および七号に基づいて、再審請求を決意したわけです。

再審勝利への道は、治安維持法があったとしても、無罪たりうることを立証することです。大正一四年、治安維持法制定の当初は、「目的罪」であつて、学者の研究はもちろん、まじめな社会運動や労働運動は何ら問題にならないといっていました。それが昭和三年の緊急勅令で改悪され、悪名高き「目的遂行罪」が新設されます。融通無碍に何でも引っかけられる。早い話が、共産主義の論文を雑誌に載せる手伝いをした、と当局が認めれば引くくれる。後は、拷問によつて無理やり共産主義運動をやつたと言わせるのです。横浜事件の関係者も皆、同様です。今度の国家機密法も、最初は心配ないといながら、やがてひとり歩きするのは目に見えています。その後、昭和一六年に、治安維持法は七条から六五条に再改定され、同時に、国防保安法が制定されました。両法とも、検

察の権限を強化し、弁護権を制限しています。

このような状況下でも、無罪となった判例が若干はありました。ひとつは、昭和一二、三年ごろの大内兵衛東大経済学部教授らの、いわゆる教授グループ事件です。

もうひとつが、昭和一〇年に検察された第二次大本教事件です。

横浜事件では、改めて紹介するまでもなく、川田定子夫人をはじめ、ほとんどの人の口述書にひどい拷問の実態が記されています。特高警察の拷問は証明されているのですから、

再審で治安維持法違反を全部無罪にできると、私は確信しています。今後、裁判は長く続くと思いますが、再審とともに国家機密法反対の運動もがんばりたい。皆さんのご健闘をお祈りします。



「青地農氏の遺志により、今回、お手伝いさせていただきました」と感謝の意を込めて、関原勇弁護士。

## 横浜事件再審裁判を支援するアピール

一九四一年（昭和一六年）三月、治安維持法が全面改悪され、あわせて国防保安法が制定された。これにより、言論・表現の自由はもとより、思想・良心の自由さえ奪われ、日本は一大牢獄国家と化した。その九か月後、太平洋戦争が始まり、アジア諸国民を戦火の中に巻きこむとともに、同胞三百万の生命が奪われる。

横浜事件は、この治安維持法体制によってひきおこされた、思想・言論弾圧事件である。氏名が確定されるだけでも六〇余名が検挙され、特高警察によって言語に絶する拷問を受け、虚偽の自白を強いられた。その結果、四名が獄死し、一名が獄死同然で命を絶たれた。

横浜事件は、巨大なフレームアップ事件であった。「共産党再建」「共産主義宣伝」という思想警察・特高警察の妄想によって仕組まれ、拷問によってしやにむに構成された事件であった。しかし、この虚偽の「事件」によって、検挙された人々はその心身に深い傷を受け、事実上五名が命を奪われ、さらに中央公論・改造の二出版社は強制解散させられた。

横浜事件の本質は、日本ファシスト国家が、その戦争政策にすすんで同調しない国民や言論機関を抹殺しようとしたことにある。

一九四五年八月の敗戦前後、検挙された人々のうち三〇余名が起訴され、治安維持法違反の名で有罪判決を受けた。敗戦二か月後の一〇月、治安維持法は廃止されたが、有罪判決だけは生き残った。

それから四一年をへて、今年七月三日、被害者九名は、再審請求を申し立てた。なぜか。

第一に、いかに歳月をへようとも、侵害された人権は、必ず回復されなければならぬからである。

第二に、その心身に受けた痛みは、いまなお被害者とその肉親の胸中で疼きつづけているからである。

第三に、治安維持法はなくなったが、その亡霊がいまもまだこの国をさまよっているからである。

いま、私たちの眼前には、国防保安法に酷似した「国家秘密法案」がある。「国家機密の秘匿」をうたった国防保安法により、国民の目と耳と口は完全に密封された。国防保安法は治安維持法の双生児であり、戦争への道に立てられた里程標であった。

横浜事件再審裁判は、直接にはファシストの国民抑圧の道具であった治安維持法を裁く。と同時に、それは、その双生児であった国防保安法の本質を明らかにし、さらにまたその血筋をひく「国家秘密法案」の反国民の本質を明らかにすることになるだろう。

その意味で、戦後四〇余年をへて請求された横浜事件再審裁判は、きわめてアクチュアルな意味をもつ。

日本国憲法の理念は、平和、国民主権（民主主義）、人権——の三つに集約される。横浜事件再審裁判の意味も、この三つにかかわる。

再審裁判には長い道のりが予想される。その長い道程を見守り、原告団と弁護団とを支援するために、私たちはここに「横浜事件再審裁判を支援する会」を結成する。この国に生きる私たちの平和と、民主主義と、人権を守りぬぐために。

一九八六年一月六日 横浜事件再審裁判を支援する会 発足集会



# 「申し立て人」からのあいさつ

元改造社 青山鉞治

私の横浜事件は、戦前の治安維持法によって裁断されました。その容疑は、『改造』をとおして共産主義の宣伝・普及に努めたという一点にあります。細川論文『世界史の動向と日本』(昭和一七年、八・九月号)が犯罪事実の唯一のものですが、これは情報局の検閲をとおっており、しかも市場で好評を博しました。高度な民主主義理論を標榜し、細川先生自身、「大東亜戦争の行方を憂慮してやまぬ、自分のライフワーク」とさえいつていたものです。

横浜事件の最大の特徴は、治安維持法によって弾圧されるような実体的でない事件、ということですが、再審請求の一番の動機は、いまの政治情勢に対する不安です。そして、



青山氏

これによりいくらかでも国家秘密法に抵抗できると思えば、再審の意義もあるかと思っています。

元中央公論社 畑中繁雄

裁判には必ず犯罪事実があり、犯人がいて、裁判官がいてはじめて成立します。しかし、横浜事件はまったくの事実無根! 『中公』、『改造』は共産党の合法部隊であるという、吹き出したくなるような話を、検察当局が大まじめに認めさせようとしてきました。そのための言語に絶する拷問——繰返してしゃべるのも嫌なことです。我々は、いったんそれに負けた。だから虚偽の自白をした。恥ずかしいことだが、それは事実です。裁く側にこそ大きな犯罪事実があったのです。末端の特高の拷問の上に乗っていた判検事、その上塗りをした司法官僚の罪悪こそが問題なのです。そして、言論弾圧の目的からして、その上に内務官僚が間違いなく関与していたものと思います。

我々の無罪は、司法官僚の有罪を摘発することです。申し立て人は皆七〇歳を越えて、私は八〇歳に近い



畑中氏

が、この再審に余力を傾けたい。目の前にのしかかっている国家秘密法の恐ろしさを、我々は一番身をもつて感じています。再審は、国家秘密法排斥の運動に直結していると思います。

故小野康人氏夫人 小野 貞

なくなった夫の代わりに申し立て人に加えていただきましたが、今度参加できなかつた奥様たちのことをお話したいと思います。

元改造社で、細川論文の担当者だった相川博さんの夫人とは、被害者同士ということで、食糧品を融通しあつたり情報交換をしあつたりして、



小野氏

互に行き来しておりました。奥様は隣組で「売国奴は出てゆけ」といわれたとか、ずい分苦勞されてご主人の出獄後、一〇日ぐらいでなくなりました。相川さんも一二年でなくなり、そのお嬢さんは八、九歳で孤児になられました。いまはどうしていらつしやるでしょうか。

満鉄調査部の西尾忠四郎さんも、泊グループの一人です。終戦一週間前の病氣保釈のときは歩行もかなわずという有様だったそうです。夫人はお子さんを連れて北陸に疎開されていたので、空襲下、東京への切符は都合がつかず、ご主人の臨終に間に合いませんでした。奥様は幼稚園の保母さんをして二人のお子さんをお育てしましたが、六年前病氣でなくなりました。裁判以前になくなられたため、西尾さんが再審対象外というのは、不合理ではないでしょうか。私たちは法にふれるようなことは何もしていないのに、無理やり治安維持法に引っかけられました。これを覆して無罪判決を勝ちとることは、なくなった主人やお友だち、多くの方々への鎮魂であり、看板を塗りかえただけの国家秘密法の阻止にもつながるものと思います。

## 元改造社 小林英三郎

細川論文の事件の後に『改造』編集部に入りました。昭和一九年一月二九日に検挙されましたが、自分のこととは思わず、小野・相川氏について何か事情を聞かれるくらいに思っていたのです。

私の場合はたいして拷問も受けませんでした。共産主義運動をやっただろう、研究会をやったじゃないかと……、これが平常にやっている編集会議のことなんです。会社の帰りに銀座へ出てお茶を飲んだことが、研究会にされてしまう。聞いていてバカバカしくなって認めてしまったというところなんです。

東大の奥平先生が「横浜事件は、治安維持法の末期的現象」といっていました。私が、私もそう思います。

一般的にいつて、治安維持法と拷問とはくっつきあっていたと思います。小林多喜二などは、最初から殺



小林氏

す目的だったと思うが、もともとは共産党の内部事情を探り出すための拷問でした。

でつち上げのための拷問となると、共産主義運動でないという証明もなかなかできないのです。自分の考えでないことが弾圧の対象にされる、そんないうなら認めてやれという気持ちになってしまふのが、私のケースだったと思います。

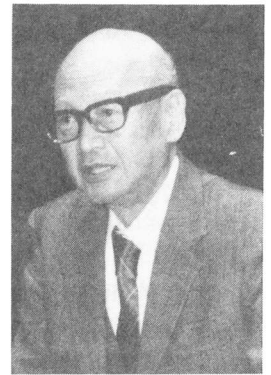
## 元中央公論社 木村 亨

無理かと思っていた再審。支援の会もできた。でも、これからが本番なんです。五年や一〇年はかかるでしょう。我々も覚悟を固めて、健康も考えねばなりません。

私も、もう七一歳になったが、あのころは二〇歳代。共産主義なんてわからなかった。そりや常識だから多少は読んだが、強いていえばヒューマニズムの立場。

もうひとつ、細川嘉六氏——、頑固な反骨、ミリタリズム一色の中で自由民権左派というこの人に敬服したということ。

治安維持法は対象がなくなっていたにもかかわらず、当局が戦争遂行にじゃまなりペナル、ヒューマニズムの勢力を弾圧するのに用いた。「あ



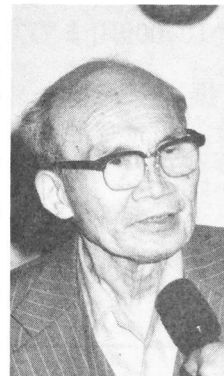
木村氏

いつはアカだ」といえば、三、五年はブチこんでおける、非常に便利でムチャクチャな法律です。

国家秘密法が恐いと思うのは、同じように中曽根政権が都合の悪い人間を「こいつはスパイだ」と、じまな勢力は国秘法で全部ブチこめるからです。

その見本が我々です。あんな拷問に屈伏して、敗残の身をさらしている我々は恥ずかしいが、死ぬ前に人権だけは奪還したい。犯人が被害者を裁いた裁判であったことを何としても暴露したい。我々のような惨めな姿にさせないために、何とか国家秘密法をくいとめてもらいたい。我々もやります。果たして、新憲法をわかってくれる裁判官に当たるかどうか危惧しています。しかし、その裁判官の考えを変えていくためにも、たたかっていたかねばならない。皆さんのいつそその力添えをお願いします。

## インタビュー 土井郷誠(元看守)



土井氏

思想犯の中でも論と台帳に記して区別され、上司から気をつけろと命令されていましたが、わずかな期間ながら、私の人生を変えるほどの感化を受けました。非常に尊敬できる人が多かったのです。

もちろん、立場上親しくするなんてことはできない。官吏服務規律という厳しい制限もあります。

思想犯は定員より多く入っていて、房もどんどん変わるの、私自身、とくに親切にしたなんて思っていない。しかし、衛生・食糧状態がどんどん悪化する中で、あまりに気の毒な人が多かったと思います。

皆さん！ この道は前にとおってきた道です。国家秘密法ができたなら、法律としていったんできた以上、エスカレートするに違いありません。この道を再びとおらせないようにしてください。お願いします。

# 「横浜事件再審裁判を支援する会」呼びかけ人

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 飛鳥田 一雄 (弁護士)            | 清水 英夫 (青山学院大学教授・出版学会会長) |
| 家永 三郎 (元東京教育大学教授)       | 鈴木 三男吉 (元日本評論社社長)       |
| 石垣 綾子 (評論家)             | 中村 哲 (元法政大学総長・参議院議員)    |
| 一番ヶ瀬康子 (日本女子大学教授)       | 沼田 稲次郎 (都立大学名誉教授)       |
| 井上 ひさし (作家)             | 秦 正流 (日本ジャーナリスト会議代表委員)  |
| 上田 誠吉 (弁護士)             | 日高 六郎 (京都精華大学教授)        |
| 宇都宮 徳馬 (参議院議員)          | 藤田 親昌 (元中央公論社)          |
| 嬉野 満洲雄 (元読売新聞論説委員)      | 堀田 善衛 (作家)              |
| 大江 志乃夫 (茨城大学教授)         | 松浦 総三 (評論家)             |
| 大原 富枝 (作家)              | 松本 幸輝久 (元日本テレビ専務)       |
| 奥平 康弘 (東京大学教授)          | 緑川 亨 (岩波書店社長)           |
| 具島 兼三郎 (元長崎大学学長・九大名誉教授) | 美作 太郎 (新評論会長・元日本評論社)    |
| 古在 由重 (哲学者)             | 山住 正己 (都立大学教授)          |
| 塩田 庄兵衛 (立命館大学教授)        |                         |

## 会 則

一、目的 横浜事件再審裁判を成功させるため、申し立て人と弁護士を支援し、広く世論に訴える。

一、活動 上記の目的を達成するために、会報の発行、集会の開催などを通して、本訴訟の意義について認識を深めるとともに、支援する世論の形成をはかる、などの活動を行う。

あわせて、「横浜事件」に関する資料の蒐集・保存にあたる。

一、会員 上記の目的に賛同し、会費を納入した個人・団体によって構成する。

一、財政 財政は、会費および寄付金でまかなう。個人会員は一口、年二、〇〇〇円、団体会員は一口、年五、〇〇〇円とする。会費は年度制をとり、年度は一月から翌年一月までとする。

なお、財政は定期的に会員に報告する。

一、運営 会の運営のために、次の機関をおく。 総会 幹事会 事務局

なお、事務局の所在地は、東京都千代田区神田神保町二丁目二〇番地二一(株)東京ルリユールにおく。 ☎〇三―二三四―八五三―八

### ▼事務局から

発足集会には、弁護士団の関原勇・大川隆司両弁護士もご参加くださいました。

当日の司会は、事務局の永倉・後藤が、閉会あいさつは、同じく海老原が務めました。閉会あいさつでも訴えさせていだいたように、この裁判の意義を世論に広めていくためにも、また、会の財政確立のためにも、会員の拡大が急務になっています。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、一二月一日現在の会員および口座は、個人二五八名三二四口、一四団体二七口です。ぜひ多くの方々に加入を呼びかけてください。

また、会の活動として「横浜事件」に関する資料の蒐集・保存をにかけています。会員の皆様で関連資料をお持ちの方は、事務局までご連絡ください。

### — 入会申込・会費納入先 —

- 郵便振替 東京3-150641「横浜事件再審裁判を支援する会」(最寄りの郵便局で振替用紙をもらい、口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入の上、お振り込みください。手数料は、5,000円まで50円、10,000円まで70円です。)
- 銀行振込 富士銀行 九段支店 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」
- 郵送の場合 加入申込書にご記入の上、東京ルリユール内事務局まで。